第2回 仮称) 浜田市障がい者差別解消条例策定委員会 会議録(概要)

○開催日時:平成29年7月12日(水)14:00~16:00

○場 所:浜田市総合福祉センター2階 研修室

○出 席 者:出席委員 15名、欠席委員3名、事務局4名

○会議次第

1 開会

2 浜田市健康福祉部長、地域福祉課長挨拶

3 協議事項

1) アンケート結果について(資料1)

【質問・意見】

- ・アンケート集計の際、単純に%で出すのではなく、母数の中の何人が困ったとか嫌だった という数値を出した方が分かりやすい。その方が、より特徴が分かりやすいのでは。
- ・個別の意見を見ると人の気持ちや考え方が影響していて対応がなかなか難しそうだなとい うものから、これはすぐに解決できそうだなと思うものもあった。簡単なものから解決し ていってはどうか。
- ・障がいといっても障がいも違えば種別も違うので、個別意見というのを重要視した方がいい。
- ・選挙の時に障がいのある方が付き添いの人に聞きに行ったら、立会人にだめだと言われた という話だが、どこでもある話だと思う。代筆は認められていると思うが、障がいのある 方のご家族が、そういった仕組みを知っているかどうかだと思う。
- ・アンケートについて全員提出されるまでにはなってなくて、思いは何も書かずに提出され た方もいる。思いはあるが、いざ書くとなると難しいという声もあって、ミニ座談会など を開いていただき、思いを伝える場があればよかった。

【事務局】

・投票所では、代理記載をする人を誰か一人決めておいて、もう一人は後ろで確認をして、 二人一組ですることになっている。「広報はまだ」にも掲載しているが、投票所へ行って、 そういう申し出をされれば対応をしている。

【質問・意見】

|*「障がい」の表記について

- ・アンケートで多数決が出てしまったら、「ひらがな」になると思うが、「漢字」とするなら 理由が必要。
- ・障がいの「がい」の字は法的には漢字だと認識している。法律で直ってないものをあえて ひらがなにするのは、悪くはないけど、どうかなと思う。
- ・要約筆記では、「障がい」はひらがなで書くことになっている。障がい者のなかには、障がいの「がい」という字が、害を与えているのではと思う人もいると思うので、「ひらがな」の方がいいと思う。
- ・浜田市作成分資料での「がい」の字の使い方に一貫性はあるのか。

- ・社協では「がい」の字はひらがなで表記しているが、団体名など最初から漢字のものについては、漢字を使う場合もある。
- ・島根県ではひらがな表記を使っているが、障がい者団体からの要望で変えたと思っている 一貫性の問題だが、固有名詞であるとか、法律で決まっている手帳もそうだが、それはそ のまま漢字で使っている。そうでない時にはひらがなを使うというやり方で整理をしてい るのではないかと思う。私は、この条例の場合は「ひらがな」表記がいいと思う。
- ・障がいの表記について、団体ごとの考え方があると思うが、一般の人は困ると思う。言ったら同じ言葉だが、字で書くと「漢字」になったり、「ひらがな」になったり、根本から変えないといけないと思う。
- ・障がいの「がい」の字が「漢字」か「ひらがな」かというのは、第1回目でも話しがあったが、「障害」というのはひとつの熟語であるから「ひらがな」にするのはおかしい。全国の県レベルでの身体障害者の団体のアンケートでは、漢字でいいと言われており、国においては法律も変えていない。ひらがな表記でいいよと言っているのはパンフレットであるとか、計画であるとかで、国でもひらがなにするのか漢字にするのか統一できずに困っているのが実情だと思う。このアンケートにあるようにどちらでもいいという意見も多々あると思いう。
- ・心身障害親の会は9団体あるが、みんな法律用語だからこれでいいじゃないんですかと言っている。ひらがなとか、漢字とかこだわっていない。国で法律が変わっていないものについては、漢字を使わないといけないが、色々な人に見ていただくものは、国も県もひらがなを使っているような気がする。
- ・障がいの「がい」の字に、漢字を使うかひらがなを使うかではなく、どんな時に漢字を使って、どういう時にひらがなを使うのかが大事だと思う。
- ・障害の定義として決めてある法律などの字句を引用する場合には「漢字」で表記すし、後の部分については「ひらがな」にする。読む方がなんで「漢字」と「ひらがな」が混在しているのか混乱しないように、あとで注釈をつけておいてはどうか。

【事務局】

・浜田市として「がい」の字の扱いは、法令等にある文言については、そのまま引用するが、 お客様に配るパンフレットは一般のお客様に見ていただくものなので、ひらがな表記とし ている。これは条例名にもかかってくる問題だが、一番目にとまるのが条例名。 どちらが入り口としていいのか、次の話の時に決めていただきたい。

2) 条例名について (障がい者差別解消条例策定自治体一覧) (資料 2)

提案条例名:浜田市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例

【質問・意見】

- ・どこの県も長い条例名だが、通称○○条例のような形にできるなら、覚えやすいし、浸透しやすいと思う。
- ・仮称がとれた「浜田市障がい者差別解消条例」の方かいいと思う。
- ・条例名をみてこういう事がしたいんだなと分かっていいと思った。ただ、話すときは略してしゃべるような感じだといいのかなと思う。
- ・「安心して暮らせる」という「暮らせる」を選ばれたが、行政目線ではないか。「共生社

会の実現」ということで、ストレートに「生きる」の方が、メッセージとしては強いかな と思う。

- ・愛知県の「愛知県障害者差別解消推進条例」などは専門家の人は分かるかもしれないが、 一般の人は「安心して生きる」とかいう言葉の方が分かりやすいと思う。
- ・私が最初に考えたのは「障がいのある人もない人も共に歩み心豊かに暮らせるまちづくり 条例」。アンケートの結果をみると小さな親切を受けたときにうれしかったというのが多 く、その反面として無視されたとか、暴言を吐かれたとかがある。そういうことが非常に 大事なことだということ。
- ・この条例は「差別解消法」の下位法として作るため、そこの関連性が見えないと、わけが わからなくなってしまう。必然的に「障がい」という言葉を入れた方がいいのかなと思う。
- ・正式名称としては、「浜田市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる(あるいは生きる)まちづくり条例」として、正式名称としては、思いを入れたものを作っておいて、略称で(以下浜田市差別解消条例という)というものを使えばどうか。
- ・行政だけがやるのではなく、みなさん一人ひとりもやってもらいますよというのを入れる のであれば「まちづくり」って入れておいた方がいい。
- ・ 浜田市民歌に「共に生きる」という歌詞もあるので、「暮らせる」より「生きる」の方が いいのではないか。
- ・名称について、正式名称が言えなくて、通称名しか通じないようなものなら通称名を正式 名称にした方がいいのではないか。いたずらに長くする必要はないと思う。

【事務局】

- ・条例名は、市が提案したからといってなるわけではなく、策定委員さんの中でこうゆう条例の方が一般の人に理解されやすいのではないかという意図があり、長くなっている 自治体もあると思う。
- ・今日は、「骨子」の部分を決めておき、第3回にあっては、ほぼ完成した条例を出させてもらい、ご意見いただき、調整させていただく。
- ・今日条例名を決定されなくてもいい。次回事務局から、いくらか条例名の提案させていた だき、その中から選択していただくという形もとれる。

3) 条例骨子(案) について(資料3)

【質問・意見】

- ・法律的に罰則は設けることは出来ないだろうと思う。
- ・市の責務の中で、施策を推進するということと、後ろの方で、解決の仕組みまであるので、 そこを意識して「施策を推進し調整を行う」というのも入れておいた方がいいと思う。
- ・5市民及び事業所の責務の②「障がいのある人自らが、その「行きづらさ」や思いを積極的に周囲に伝え、障がいや障がいのある人に対する理解と交流を深めていくこと。」で生きづらさを積極的に伝えることが出来る人はいいが、それがしんどい人もいると思うので、「障がいのある人自らが、その生きづらさや思いを周囲に伝え、障がいや障がいのある人に対する理解と交流を深めるよう努めること」とする。そうすると、③と絡みがあるんですが、障がいのある人が伝えたときには、相互理解ということになるのであれば、障がいのある人に努力義務を課すよりは、周辺の人間に課したほうがいいのではないかと思う。

- ・アンケート結果でどうして欲しいかというのを見た時に、理解して欲しいとかが圧倒的に 多い。理解やそれを深める取組みを推進するものがないと本質的には効果が出ないかなと 思う。
- ・理解を深める積極的なものがほしいなと思う。千葉県では、「障がいのある人を応援する やさしい取組み」というものがあり、顕彰する事業を持っている。浜田市でも市民のやさ しい取組みをすくいあげると事例として知らしめることをやったらどうか。顕彰するよう な仕組みも必要なのかなと思う。
- ・顕彰の大きな効果は、具体的に何をすればいいのかが明確に分かるということ。行動する 時は具体的な事案が分かった方がはるかに行動しやすいので。
- ・差別等事案を解決するための流れで、勧告制度を作って公表というのがあるが、そこを公表するわけだから、プラスの方は公表しないというわけにはいかない。それが車の両輪になるので、顕彰と公表というのはあった方がいいと思う。
- ・差別解消を推進していくための予算措置を入れた方がいい。
- ・相談が、本人・家族となっているが、誰でも事例を見つけた人ができるところもあるので、 対象を広げた方がいいと思う。
- ・6に虐待の禁止とあるが、どうとらえたらいいのか。何でも虐待となってしまわないか。
- ・障がい者の方にしても高齢者の方にしても虐待防止の法律はある。他に法律があるものを 無理やり入れてしまって条例の施行が遅れるより、実際に虐待防止が必要な時には改正す るということで、虐待防止はいるのかなと思う。
- ・啓発・啓蒙を徹底的に学校教育と一体的にやっていくことが必要。市役所だけでなく、みんなでしていく市民運動。障がい者が生きてて良かったねと思える生涯を終わらせてもらいたい。

【事務局】

- ・松江市さんは条例制定を機に、広報啓発をして、障がい当事者の方、皆さんが少しずつ自分のこととして動かれるようになったという話があった。浜田市も、次年度以降、広報や研修や講演、全戸にガイドラインなるものを配布していこうかなというのを少し考えている。そういったことを継続性を持ってやることが大事かなと事務局としては思っている。
- ・顕彰事業についてですが、浜田市優良事業所顕彰事業には西田会長にも委員になってもらっているが、そういった柱みたいなものがあると理解が進みやすいのかなと思った。
- ・他市でも虐待をいれているところは多い。差別と虐待は障がいのある方の大きな不利益というところで入っているのかなと思うが、入れなくてもいいという選択肢もあると思う。

4) 障がい者差別解消に向けての市民向けガイドラインについて(資料4)

【質問・意見】

- ・市民に配布するという事になれば、ルビも必要。
- ・熊本県のものは、「くまもん」を使って親しみやすくしている。浜田市分は県大から「オロリン」を借りてくるのはどうか。
- 「しまねっこ」も人気がある。
- ・高齢化も進んでいる中で理解も難しいので、見やすい物、読みやすい物にしてほしい。
- ・「障がい者対応マニュアル」に対応した動画を作成して、それをホームページに掲載して

はどうか。

- ・動画を作成される時には、ぜひ手話と字幕も入れて欲しい。
- ・お年寄りから子供まで読めるようなものが一番いいが、いろんな方法で市民に見ていただ ける環境を作っていただきたい。
- ・いろんな団体に呼びかけることは大切。口で言って、その中に写真的な何コマか入れて勉 強会をするなど、理解してもらうしかない。
- ・「浜田市障がい者対応マニュアル」は窓口対応用になっているので、一般市民が応用する には難しい。付け加え等が必要。市職員にマニュアル配布をされて、変化はあったのか。
- ・対応マニュアルは、手帳についても写真があり分かりやすかった。またパンフレットの方は、「困ったことはありませんか」と書いてある方がインパクトがありいい。

【事務局】

・市職員へマニュアルを配布したところ、いろんな障がいがあるってことを分かったとか知ることができた。また、手帳の種類も写真を入れることで、こんなに種類があるんだということが分かったという話を聞いた。そういった意味では、基本のところを広く周知していく必要性を感じた。

4 次回 (第3回) 策定委員会予定

【事務局】

・9月下旬、20日以降を目安として案内する予定。資料は事前配布する。

【その他全体を通しての意見】

- ・条例を作るにあたり、明るく生きていける浜田市にしてもらいたい。
- ・内なる差別がある。小さい頃からの教育の積み重ねが大切。偏見・差別は一生消えないか もしれないが、啓発をしなければいけない。
- ・選挙について、障がいのある方への対応を統一していただきたい。

【事務局】

・選挙の対応については、代理投票という制度もあり市民に理解していただき適正な投票ができるよう、また正しい投票同じ対応が出来るよう担当へ伝えておく。

5 閉会 16:00